

山口県における障害児教育の歩みと発展（その3）

— 1960・1970年代における山口県教育委員会の役割と機能 —

名島 潤慈

The history of educational development of children with disabilities in Yamaguchi Prefecture (3) : On the role and the function of Yamaguchi Prefectural Board of Education in the 1960s and 1970s

Junji NAJIMA

I はじめに

視覚障害者の鍼灸家の今富八郎（1857-1939）が山口県下関市阿弥陀寺町の自宅を改造・増築して視覚障害児のための私塾「今富盲学館」を開設したのが1905（M38）年10月17日なので、山口県における障害児教育の歴史は既に113年になる。ただし、学校教育という点に限れば、今富盲学館が私立下関博愛盲学校として開校したのが1907（M40）年9月11日なので、そこから数えると111年となる。公立では、山口県阿武郡奈古町立奈古小学校の補助学級（精神薄弱児学級）と下関市立本村小学校の特殊学級（精神薄弱）ができたのが1948（S23）年4月1日なので、そこから数えれば70年になる。

ところで、山口県における障害児に対するさまざまな教育システム、いわゆる「特殊教育」の発展の力の源には、私的なものと公的なものがある。私的なものとは例えば今富八郎のような専門的技術を持った私人であったり、障害児を持つ保護者であったりする。一方、公的なものとは山口県教育委員会である。

この山口県教育委員会が発足したのは1948年11月1日で（4か月前の7月15日に「教育委員会法」が公布施行）、表1に見るように、初代教育委員長は石井司、初代教育長は和田克己であった。[当時の山口県教育委員会の下には1室7課の事務局があり、教育長は事務局のトップであった（1室7課は教育長室・総務課・学事課・調査統計課・管理課・指導課・社会教育課・体育課）。なお、翌年の1949年4月に事務局は「教育庁」と改称され、それまでの1室7課は総務調査課・管理課・指導課・社会教育課の4課に縮小された。教育庁の組織はその後も改変され、2017年度では特別支援教育推進室、教育政策課、教職員課、義務教育課、高校教育課、社会教育・文化財課、人権教育課、学校安全・体育課の1室7課となっている。また、2015（H27）年4月1日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正によって、教育委員長と教育長は一本化され、（それまでは教育委員長が教育委員会の代表者であったが）教育長が代表者となった。]

上述のように山口県教育委員会の発足は1948年であったが、特殊教育に関して言えば、山口県教育委員会が山口県教育庁管理課に特殊教育係を新設したのは、1964（S39）年4月1日であった（山口県教育庁総務課編、1970）。[『山口県特殊教育沿革史』（山口県教育委員会・山口県特殊

表1 山口県教育委員会委員長と教育委員会教育長のリスト*1

教育委員会委員長		教育委員会教育長	
氏名	在任期間	氏名	在任期間
初代 石井 司	1948(S23).11.1-1951(S26).4.29	初代 和田克己	1948(S23).11.1-1949(S24).3.31
第2代 河村四郎	1951(S26).5.1-1954(S29).5.27	第2代 野村幸祐	1949(S24).4.1-1955(S30).10.10
第3代 久芳庄二郎	1954(S29).5.28-1956(S31).5.27	第3代 藤本菊二	1955(S30).10.11-1966(S41).4.4
第4代 名和田豊	1956(S31).5.28-1956(S31).9.30		
第5代 館林寛吾	1956(S31).10.1-1959(S34).4.24	第4代 熊野 一	1966(S41).4.5-1971(S46).12.27
第6代 宮本吉正	1959(S34).4.25-1961(S36).9.30		
第7代 川瀬哲三	1961(S36).10.2-1962(S37).9.30		
第8代 白松正象	1962(S37).10.1-1963(S38).9.30		
第9代 村岡 清	1963(S38).10.1-1969(S44).9.30		
第10代 伊藤博彦	1969(S44).10.13-1970(S45).9.16		
第11代 城本 保	1970(S45).10.3-1972(S47).10.12		
第12代 青木健治	1972(S47).10.31-1979(S54).3.16		
第13代 井村憲人	1979(S54).3.17-1979(S54).10.8		
第14代 松永祥甫	1979(S54).10.9-1983(S58).6.30		
第15代 岡村友三郎	1983(S58).7.14-1984(S59).10.21*2	第5代 青木英一	1971(S46).12.28-1977(S52).3.31
第16代 井上謙治	1984(S59).10.22-1986.10.19	第6代 井上謙治	1977(S52).4.1-1984(S59).9.30
		第7代 高山 治	1984(S59).10.1-1993.1.19

*1 山口県教育庁総務課編（1970）、「山口市教育委員会 30 年のあゆみ」編集委員会編（1980）、中谷（1986）などより作成。

*2 中谷（1986）では「10.22」となっていたのを「10.21」に訂正した。

教育連盟編，1971）と『山口県の特殊教育』（岡他編，1979）の年表には、1963（S38）年4月1日に「県教委管理課に特殊教育係を新設」「県教委指導課に特殊教育専任指導主事を配置」とあるが、前者の「県教委管理課に特殊教育係を新設」というのは少し分かりにくい。当時管理課で特殊教育に関する仕事を行った山本（1971）は、「県教委管理課に特殊教育係が誕生したのは昭和三十八年四月、わたしと現宇部中央高校にいる竹田信義氏。同時に指導課に専任指導主事ができ、現山口育成学校校長福島武彦氏が任命された。係として独立したのが三十九年四月、したがって一か年は管理課管理係の中に籍をおき、課長さんは現小野田市助役岡勇氏、係長さんが現管理課長補佐石川博氏」と述べている。また、山根（1986）が作成した年表には、1963年の事項に「この年、県教育庁管理課管理係に特殊教育係員を置く（39年4月1日より特殊教育係となる）」とある。結局、1963年4月1日に「県教委管理課に特殊教育係を新設」というのは、管理課管理係のなかに特殊教育を専門に担当する係員が置かれたという意味であったかと思われる。なお、1964（S39）年4月に新設されたこの山口県教育庁管理課特殊教育係の係長は、総務課からやってきた真田元祐（1925-2010）であった。（真田は1965年4月1日開設の山口県立養護学校の校舎の設計などを担当した。後に山口大学教育学部の教官となり、1979年度から1984年度まで山口大学教育学部附属養護学校の初代校長も務めた。）

後者の「県教委指導課に特殊教育専任指導主事を配置」について言えば、もともと特殊教育は教科の担当指導主事の兼務であったが、それが1963年度から専任指導主事が置かれて、学校教育指導の重要な柱となった（新見，1971を参照）。

ともあれ、1963年4月1日からの山本清香、竹田信義、福島武彦（指導課の特殊教育専任指導主事）らによって1963年度から始まった「山口県特殊教育振興10か年計画」の策定作業が進

められ、さらに、1964年4月1日から加わった真田元祐、竹田卯之助（指導課の特殊教育専任指導主事）、林秀介（指導課長）、藤本菊二（教育長）といった人々によって、この計画書は1964年度に完成した（山本, 1971; 真田, 1971 を参照）。ちなみに、『県教育 20 年のあゆみ』（山口県教育庁総務課編, 1970）の年表には、1964年の箇所に「県教委、山口県特殊教育振興 10 か年計画を樹立（4月）」とある。これに従えば、山本清香や竹田信義らが特殊教育振興 10 か年計画の基本的な部分を作成し、1964年4月1日から真田元祐や竹田卯之助らが加わって仕上げの作業を行ったのではないかと推測される。

本稿ではまず、山口県で最初の養護学校である宇部養護学校（当初の名称は「山口県立養護学校」、次いで「山口県立宇部養護学校」、現在は「山口県立宇部総合支援学校」）の開設年月日に関連した記述を整理し、その後、山口県における障害児教育の基礎づけ期、具体的には1960・1970年代における、主として養護学校に関する山口県教育委員会の役割と機能について吟味したい。なお、文中、人名の敬称は略し、例えば「1968(S43).9.12」のように年号は西暦を基本とし、必要に応じて日本暦を付す（数字の前の M は明治、S は昭和、H は平成）。また、例えば盲啞、精神薄弱、特殊学級、特殊教育学校など、当時一般に用いられていた歴史的表現を用いる。

II 山口県立宇部養護学校の開設年月日と関連事項

「山口県における障害児教育の歩みと発展（その一）（その二）」（名島, 2017; 名島・田村, 2017）のなかの表では、山口県立宇部養護学校のところは1965(S40).4.1に開設といった書き方をし、本稿の表2「山口県教員委員会の関係事項と国および山口県に関する事項」でも同じ書き方にした。2017年9月1日現在で見られる山口県立宇部総合支援学校のホームページの「沿革」のところには、以下のように記載されている。

- ①「昭和 25 年 12 月 25 日 精神薄弱児福祉施設『山口県ときわ学園』を宇部市野中に設立公布」
- ②「昭和 26 年 10 月 10 日 精神薄弱児福祉施設『山口県ときわ学園』開園 宇部市立常盤中学校・恩田小学校の分校開設」
- ③「昭和 39 年 12 月 17 日 現在地に移転。『山口県立養護学校』の起工式举行」
- ④「昭和 40 年 6 月 18 日 第 1 回入学式举行 7 月 8 日 竣工式および開校式举行 10 月 1 日 校章・校歌制定」

この「沿革」では山口県立養護学校の起工式が昭和 39 年 12 月 17 日と記されているだけで、山口県立養護学校がいつ開設されたのかははっきりしない。そこで他の資料を見ると、『県教育 20 年のあゆみ』の年表の「昭和 40 年（1965）」のところには「県立宇部養護学校開校（4・1）」とあり、『創立 10 周年』（山口県立宇部養護学校編, 1975）には「昭 39. 12. 26 山口県条例 98 号（山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例）により山口県立養護学校設立（付則 この条例は昭和 40 年 4 月 1 日から施行）」「昭和 40. 1 初代校長に山口県立小野田高等学校教頭松岡千代二就任」「6. 7 本校校舎において授業開始（「山口県このみ園」収容児）」「6. 11 自宅通学生選考試験実施」とある。『山口県の心身障害児教育』（山口県教育委員会, 1984）では、山口県立宇部養護学校は「3 設置年月日 昭和 40 年 4 月 1 日」となっており、「7 本校の特色」のところでは「昭和 40 年 4 月 1 日、『山口県立養護学校』として開設され、昭和 43 年 4 月 1 日から『山口県立宇

表2 山口県教員委員会の関係事項と国および山口県に関する事項

山口県教育委員会の関係事項	年 月 日	国と山口県における主な事項
<p>山口県教育庁指導課に特殊教育専任指導主事（福島武彦）ができる。</p> <p>山口県教育庁管理課管理係に特殊教育担当の係員として山本清香と竹田信義が任命される。</p> <p>山口県教育庁管理課に特殊教育係が新設（係長は真田元祐）。</p> <p>山口県教育庁指導課に特殊教育専任指導主事として竹田卯之助が任命される。</p> <p>『山口県特殊教育振興10か年計画』（昭和39-48年度）を策定。</p> <p>宇部市に「山口県立養護学校」を開設。</p> <p>山口大学教育学部に養護学校教員養成課程を開設。</p> <p>『特殊教育振興のために一特殊学級（精神薄弱）設置の手引き一』を作成・配布。</p> <p>防府市に山口県立防府養護学校を開設。山口県立養護学校が山口県立宇部養護学校と改称。</p> <p>『山口県特殊教育拡充整備計画』（昭和47-51年度）を策定。</p> <p>豊浦郡に「山口県立豊浦養護学校」を開設。</p> <p>「重度心身障害児に対する全員就学に関する要綱」を制定。</p> <p>山口県教育委員会教育長が山口県特殊教育振興計画協議会長に、山口県特殊教育振興計画の策定にあたって意見を求める。</p> <p>山口県特殊教育振興計画協議会の会長が教育委員会教育長に答申する。</p> <p>『山口県特殊教育振興計画基本方針』（昭和52-56年度）を策定。</p> <p>熊毛郡に山口県立田布施養護学校を開設。</p> <p>徳山市に山口県立周南養護学校、下関市に山口県立下関養護学校、山口市に山口県立宇部養護学校みほり分校、萩市に山口県立宇部養護学校萩分校、都</p>	<p>1952(S27).1.30-31.</p> <p>1952(S27).8.</p> <p>1956(S31).6.14.</p> <p>1963(S38).4.1.</p> <p>1963(S38).4.1.</p> <p>1964(S39).4.1.</p> <p>1964(S39).4.1.</p> <p>1964(S39).4.</p> <p>1965(S40).4.1.</p> <p>1965(S40).10.</p> <p>1966(S41).4.1.</p> <p>1966(S41).10.</p> <p>1968(S43).4.1.</p> <p>1971(S46).10.1.</p> <p>1972(S47)</p> <p>1972(S47).4.1.</p> <p>1973(S48).11.20.</p> <p>1974(S49).11.26.</p> <p>1976(S51).6.7.</p> <p>1976(S51).10.15.</p> <p>1977(S52)</p> <p>1977(S52).4.1.</p> <p>1978(S53).7.11.</p> <p>1979(S54).4.1.</p>	<p>下関市立本村小学校で文部省主催の第1回全国特殊学級研究協議会が開催。</p> <p>文部省初等中等教育局に特殊教育室が設置。</p> <p>「公立養護学校整備特別措置法」が公布・施行。</p> <p>文部省が『心身障害児の判別と就学指導』を作成。</p> <p>神奈川県横須賀市に文部省所轄機関として国立特殊教育総合研究所を設置。</p> <p>文部省が『特殊教育拡充整備計画』を策定・実施。</p> <p>国が養護学校教育義務制の実施を1979（S54）年4月1日とする政令を公布。</p> <p>山口県条例第20号をもって山口県心身障害児就学指導委員会を設置。</p> <p>養護学校の義務制が実施される。</p>

濃郡に山口県立田布施養護学校鹿野分校、岩国市に山口県立田布施養護学校岩国分校、徳山市に山口県立田布施養護学校白鳩分校、山口市に山口大学教育学部附属養護学校*を開設。	
------------------------------------------------------------------------------------	--

* 山口大学教育学部附属養護学校の開設は山口県教育委員会と無関係ではない。1977（S52）年7月5日付の教指第596号により、山口県教育委員会教育長井上謙治が山口大学学長中村正二郎に「山口大学教育学部附属養護学校の早期実現について」という要望書を提出している（竹本ら, 2008）。

表3 山口県立宇部養護学校の歴史

年 月 日	主 な 出 来 事* ¹
1950(S25).12.25.	山口県条例第81号により宇部市の常盤台に精神薄弱児福祉施設「山口県ときわ学園」の設置認可（定員50名）。ただし、条例の施行はS26.4.1から* ² 。
1951(S26).6.1.	福井治郎が山口県ときわ学園の初代園長として就任。
1951(S26).9.1.	ときわ学園内に宇部市立恩田小学校分校（2学級）と宇部市立常盤中学校分校（1学級）を開設（小学校の分校教員は大野シモと松本繁、中学校の分校教員は福島武彦）。
1951(S26).10.10.	山口県ときわ学園の開園式。
1963(S38).4.1.	山口県教育庁管理課に山本清香と竹田信義が着任。着任早々、管理課の岡勇課長からS40年4月開校を目前に、学校規模、建物構造、教育予算等の資料作成を命じられる。
1964(S39).3.5.	福祉施設ならびに養護学校の用地として、宇部市野中より移転のため現在地（大字東須恵）を買収、山口県労働民生部長所管となる。
1964(S39).12.26.	山口県条例第98号により「山口県立養護学校」の設置が決定される。条例の施行はS40.4.1から* ³ 。
1965(S40).4.1.	山口県ときわ学園が現在地に移転して「山口県このみ園」となる（一般棟3、重度棟1、定員200名）。同時に、松岡千代二校長らが着任して、山口県立養護学校が開設される（県立養護学校はこのみ園に隣接）。
1965(S40).6.7.	山口県立養護学校は山口県このみ園の収容児を対象に授業開始。
1965(S40).6.11.	自宅通学生選考試験実施（選考試験の場所はこのみ園）。
1965(S40).6.18.	山口県立養護学校の第1回入学式（小学部と中学部）。
1965(S40).7.8.	竣工式ならびに開校式。
1965(S40).7.20.	山口県立養護学校育友会が結成される。初代会長は児玉太郎* ⁴ （1968年度まで）。
1966(S41).4.8.	高等部を設置。
1967(S42).11.22.	山口県立養護学校教育後援会が結成される。初代会長は二木謙吾* ⁴ （1983年度まで）。
1968(S43).4.1.	「山口県立宇部養護学校」に改称。
1972(S47).4.1.	「山口県立宇部養護学校みほり分室」（情緒障害児を対象）を情緒障害児短期治療施設の山口県みほり学園内に開設。
1974(S49).5.15.	山口県立宇部養護学校の高等部のための寄宿舎竣工。
1975(S50).4.1.	「山口県立宇部養護学校このみ園分室」（重度精神薄弱児を対象）を山口県このみ園内に開設。
1977(S52).6.1.	山口県教育委員会が山口県立宇部養護学校、防府養護学校、盲学校、聾学校に障害幼児教育相談室を開室。
1979(S54).4.1.	〔養護学校教育の義務制施行。〕みほり分室を「みほり分校」に、このみ園分室を重度学級に改称。国立山陽荘病院内に「山陽荘病院内学級」を開設。萩市に「萩分校」（精神薄弱）を開設。宇部・山口・萩・阿東地区の在宅訪問教育を開始。

* 1 山口県ときわ学園については西村ら（1993）を参照した。

* 2 1950(S25).12.25の「山口県報 号外」より。

* 3 1964(S39).12.26の「山口県報（号外）」より。

* 4 山口県立養護学校の初代育友会会長の児玉太郎は保護者代表。初代教育後援会長の二木謙吾は、後援会長になった当時は参議院議員、山口大学医学部後援会長、宇部女子高等学校・宇部女子中学校の理事長兼校長。

部養護学校』と校名を改称した」となっている。また、『宇部市史 通史篇 下巻』（宇部市史編集委員会編、1993）の県立宇部養護学校の項目には、「四〇年四月、山口県ときわ学園を現在地の厚南区中野に移し、名称を山口県このみ園とした。同園に隣接する場所に同時に設立されたのが、山口県立養護学校（四三年から山口県立宇部養護学校と改称）であり、『山口県このみ園』生と通学生を合わせて授業を開始し、県内最初の養護学校としての第一歩を踏み出した」とある。

以上からすれば、まず1964（S39）年12月26日に山口県条例98号によって県立養護学校としての設置が決定され（県議会で設置条例が議決され）、翌年の1965（S40）年4月1日、『創立10周年』によれば）松岡千代二校長と久保友一教頭の他、教員の松本繁、平田秀子、森田正子、末繁勝人、藤本良治も着任して、「山口県立養護学校」が開設されたものと言える（その他の教員は『創立10周年』によれば、4月21日に大庭司良、5月1日に森健子、6月1日に脇本知二・宮川恵美子・阿部源一が着任）。

ただし、学校の建物群などの工事の完了は長引き、「山口県このみ園」の収容児を対象とした授業開始は6月7日、6月11日には自宅通学生選考試験（試験場はこのみ園を利用）、入学式は6月18日、竣工式と開校式は7月8日となっている。1963年4月に山口県教育庁管理課に着任した山本清香は着任早々、管理課の岡勇課長から1965年4月開校を目前に学校規模・建物構造・教育予算・教員養成計画等の資料作成を命ぜられているので（山本、1971）、竣工・開校式が7月8日というのはかなり遅くなっている。

このような遅れについて、平田（1975）は次のように回想している。

「厚南平野の中心にあたる学校の地は長いこと鉱害陥没で沼のようになっていました。土地造成にも校舎の耐久性にも特殊の建築技術を施されたために、わたしどもが着任した40年の4月には工事がおくれて、あちこちまだミキサーがうなっていました。このみ園の工事用水道から水を汲んでおそうじをしたり、深い穴を掘って通学路を埋めたてたりしました。（中略）開校までに近隣の養護学校へ手わけして視察に行ったり、指導機のデザインからカリキュラムづくり、一棟完成する毎に職員室を移動して夜更けまで討議もしたものです。一学期は女子職員が2人だけでしたから、二週間に一回日曜日直が当たりましたが、とにかく開校式まではとがんばりました。」

もともと厚南一帯は戦前から戦後にかけて多くの炭鉱が採掘を競い、厚南平野の地下にはくまなく坑道が走っていたので、その分地盤が安定していなかったわけである（江本、2007；藤里、2010を参照）。

なお、『山口県の特設教育』のなかの「三 山口県立宇部養護学校のあゆみ」には、入学式について、「建設工事も七割程度進んだころ、ときわ学園からこのみ園に移転した子供たち五十名を対象に授業が開始され（筆者注：6月7日）、さらに、宇部市・小野田市・楠町を中心に通学可能な範囲の小・中学校及び福祉事務所を通し、小・中学部通学児童生徒の募集をした。入学選考はこのみ園の園舎を借りて実施し、ようやく七十三名の児童生徒をもって六月十八日の入学式にこぎつけた」と述べられている（この「三 山口県立宇部養護学校のあゆみ」を誰が執筆したのかは書かれていないので不明）。

以上のすべてをまとめると、表3「山口県立宇部養護学校の歴史」となる。[表3の最初にある山口県ときわ学園は、児童福祉法に基づく精神薄弱児福祉施設である。つまり、知的障害があ

表4 山口県の盲・ろう・養護学校（山口県教育委員会, 1972a より作成）

年度	盲 学 校			ろ う 学 校			養 護 学 校		
	学校数	生徒数	教員数	学校数	生徒数	教員数	学校数	生徒数	教員数
1948(S23)	1	66	8	1	140	12	—	—	—
1949(S24)	1	87	13	2	188	27	—	—	—
1950(S25)	1	198	24	2	301	27	—	—	—
1951(S26)	1	220	25	2	314	33	—	—	—
1952(S27)	1	202	29	2	317	34	—	—	—
1953(S28)	1	228	34	2	330	44	—	—	—
1954(S29)	1	266	39	2	371	45	—	—	—
1955(S30)	1	249	41	2	363	48	—	—	—
1956(S31)	1	217	41	2	354	47	—	—	—
1957(S32)	1	225	41	2	347	47	—	—	—
1958(S33)	1	230	42	2	332	50	—	—	—
1959(S34)	1	219	39	2	321	50	—	—	—
1960(S35)	1	233	40	2	320	50	—	—	—
1961(S36)	1	233	40	2	323	52	—	—	—
1962(S37)	1	220	39	2	328	52	—	—	—
1963(S38)	1	192	40	2	323	51	—	—	—
1964(S39)	1	200	41	2	324	52	—	—	—
1965(S40)	1	203	42	2	307	53	1	50	12
1966(S41)	1	202	44	2	291	55	1	160	29
1967(S42)	1	188	44	2	275	58	1	213	34
1968(S43)	1	176	43	2	265	61	2	298	51
1969(S44)	1	173	45	2	261	63	2	286	60
1970(S45)	1	160	45	2	251	67	2	304	64
1971(S46)	1	144	45	2	249	71	2	325	71
1972(S47)	1	144	46	2	227	70	3	379	107

り、かつ家庭に恵まれない子どもたちのための入所・収容施設である。ただし、ときわ学園内には、宇部市立恩田小学校ときわ学園分校と宇部市立常盤中学校ときわ学園分校が開設されており、義務教育対象年齢の園児たちはときわ学園で生活しつつ、同じ敷地内にある分校で教育を受けていた。しかし、1965（S40）年4月1日にときわ学園は現在地に移転して山口県このみ園となり、このみ園のすぐ隣には山口県立養護学校が建設された。つまり、子どもたちの教育はときわ学園での施設内分校教育から養護学校通学制教育となった。もっとも、なかには通学困難な重度障害の子どもたちもいるので、1975（S50）年4月1日に「山口県立宇部養護学校このみ園分室」が作られた。]

Ⅲ 山口県特殊教育振興 10 年計画（昭和 39—48 年度）

『山口県の特殊教育』のなかの「概説—山口県特殊教育のあゆみ」によれば（執筆者名は不明）、山口県教育委員会は1963（S38）年、①特殊教育機関の増設置、②教員の養成・研修、③社会啓発と就学適正といったものを骨子とした山口県特殊教育振興計画の策定に着手した。

これらのうち①については盲・聾教育を除いて、精神薄弱、肢体不自由、病弱・虚弱の障害児の教育の立ち遅れが著しくて早急に対策を講じる必要があるため、②については特殊教育機関の拡充に伴って担当教員の養成、研修を計画的に進める必要があるため、③については特殊教育の

表5 1963年5月1日現在の全国の盲・聾・養護学校数* (文部省初等中等教育局編, 1963より作成)

区分	盲学校					聾学校				肢体不自由養護学校				病弱・虚弱養護学校				精神薄弱養護学校							
	国立	都道府県立	市立	私立	計	国立	都道府県立	市立	私立	計	国立	都道府県立	市立	私立	計	国立	都道府県立	市立	私立	計	国立	都道府県立	市立	私立	計
北海道	0	6	0	0	6	0	8	0	0	8	0	1	0	0	1	0	0	1	1	2	0	1	0	1	2
青森	0	3	0	0	3	0	3	0	0	3	0	1(1)	0	0	1(1)	0	(1)	0	0	(1)	0	(1)	0	0	(1)
岩手	0	1	0	0	1	0	2	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	1	0	0	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
秋田	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	(3)	0	0	(3)	0	0	0	0	0
山形	0	2(1)	0	0	2(1)	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	4	0	0	4	0	4	0	0	4	0	1(1)	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	0
栃木	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1	0	2	0	1	0	0	1	0	0	5	0	5
埼玉	0	1	0	1	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
千葉	0	1	0	0	1	0	1(1)	0	0	1(1)	0	1	1	0	2	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1
東京	1	4	0	0	5	1	8(1)	0	1	10(1)	1	4	0	0	5	0	2	0	0	2	2	1	0	2	5
神奈川	0	1	1	1	3	0	1	3	0	4	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	0	2
新潟	0	2	0	0	2	0	2	0	0	2	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
富山	0	1	0	0	1	0	1(1)	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1(1)	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	2	0	0	2	0	2	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
岐阜	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
静岡	0	3	0	0	3	0	3	0	0	3	0	1	0	0	1	0	(1)	0	0	(1)	0	0	1	0	1
愛知	0	3	0	0	3	0	4(1)	0	0	4(1)	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	1(1)	0	0	1(1)	0	1(1)	0	0	1(1)	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	1	1	0	2	0	2(1)	1	0	3(1)	0	1(1)	1	0	2(1)	0	0	3	0	3	0	0	2(1)	0	2(1)
兵庫	0	2	1	0	3	0	4	0	0	4	0	(1)	4	0	4(1)	0	1	1	0	2	0	0	1	0	1
奈良	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

和歌山	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
鳥取	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	
島根	0	1	0	0	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
岡山	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島	0	1	0	0	1	0	3	0	0	3	0	1(1)	0	0	1(1)	0	(2)	0	0	(2)	0	0	0	0	
山口	0	1	0	0	1	0	1(1)	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
徳島	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛	0	1	0	0	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知	0	1	0	0	1	0	2	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
福岡	0	3	0	0	3	0	4	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	0	3	2	5
佐賀	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
長崎	0	1	0	0	1	0	1(1)	0	0	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	1	0	0	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	3	0	4
宮崎	0	1	0	0	1	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	1	69(2)	3	2	75(2)	1	91(8)	4	1	97(8)	1	28(6)	8	0	37(6)	0	8(8)	10	2	20(8)	2	5(1)	20(1)	7	34(2)

* 表中の（ ）内は分校を外数で示す。なお、表中、山梨の肢体不自由養護学校の計は「(1)」となっていたが誤植と思われ「1(1)」に修正、愛知の盲学校の都道府県立の数は「8」となっていたが誤植と思われ「3」に修正、大阪の聾学校の計は「30」となっていたが誤植と思われ「3(1)」に修正、福岡の精神薄弱養護学校の市立の数は「8」となっていたが誤植と思われ「3」に修正した。

振興にとって一般社会、保護者、教師の理解と協力が不可欠であり、障害児の教育効果をあげるためには的確な診断による適正な就学が前提となるためという理由からであった。そして、1964（S39）年度から1973（S48）年度までの10か年を見通して山口県特殊教育振興10か年計画は1964年4月に策定が完了し、実施に移されることになった。

ところで、上述の①の特殊教育機関のなかにはもちろん特殊学級も含まれるが、それよりもより重要なのは、1964年4月の時点では山口県に存在していなかった養護学校である（表4「山口県の盲・ろう・養護学校」を参照）。この点に関して新見（1971）は、「年度末都道府県特殊教育担当者会議が文部省で開催され、二回ばかり出席した。特殊教育独立校や特殊学級設置状況の全国一覧資料の配布を受け、後進県であることを深く認識するとともに肩身の狭い思いをした。事実、盲学校、ろう学校以外に精薄や肢体不自由児の独立校である宇部養護、防府養護学校もない」と述べている（新見が出席したのは年度末とのことなので1964年3月かと思われる。もしも「二回」が2年なら、1963年3月にも出席したことになろう）。

表5「1963年5月1日現在の全国の盲・聾・養護学校数」に見られるように、1963（S38）年

表6 現職教員の長期研修派遣（山口県教育委員会・山口県特殊教育連盟編, 1971 より作成）

派遣先	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	計
広島大学教育学部	18	14	13	12	16	14	14	101
東京学芸大学（言語治療）			1	1	2	0	0	4
大阪府堺養護学校（肢言）			2	1	0	2	0	5
徳島養護学校（肢体）			1	0	0	0	0	1
大阪教育大学（言語）						1	0	1
愛媛大学（言語）						1	2	3
東京都立青島養護学校*1							1	1
東京教育大学（理療）							1	1
東京教育大学（聴能）							1	1
山口市（ことばの教室*2）					1	1	1	3
計	18	14	17	14	19	19	20	121

*1 知的障害児を対象とする青島養護学校はもともと、1947年に東京都品川区立大崎中学校分教場（障害児学級）として文部省教育研修所のなかに設置されたが、1950年に東京都に移管されて東京都立青島中学校となり、1957年に東京都立青島養護学校となった。

*2 山口県では最初の言語治療学級である山口市立白石小学校ことばの教室が1968(S43).9.12に開設。それ以後ことばの教室は下関市立名池小学校に1969.4.30、宇部市立岬小学校に1969.5.1、徳山市立徳山小学校に1969.5.20に開設された。現職教員の研修はもっぱら白石小学校ことばの教室で行われた。

5月1日の時点においては、46都道府県のすべてにおいて盲学校と聾学校が存在しているが、養護学校となると、肢体不自由も病弱・虚弱も精神薄弱もすべて存在しない県は、山形・栃木・富山・石川・福井・滋賀・奈良・和歌山・山口・愛媛・長崎・熊本・宮崎・鹿児島計14県である。つまり、46都道府県のうちの約3割の県において養護学校がまったく存在しなかったことになる。その意味では、山口県は新見（1971）が言うように「後進県」のグループに入っていたと言える。

結局、表3にも記したように、1965（S40）年4月1日、松岡千代二校長と久保友一教頭、その他の教員も着任して「山口県立養護学校」（後の山口県立宇部養護学校）が開設され、その後、1968（S43）年4月1日に「山口県立防府養護学校」、1972（S47）年4月1日に「山口県立豊浦養護学校」が開設された。[1964（S39）年4月から1969（S44）年3月まで教育庁指導課長を務めた林（1971）は、宇部・防府養護学校の開設と各市町村における特殊学級の急速な普及が見られたこの時期を「特殊教育の量的拡大期」としている。]

ここで山口県立養護学校の開設のいきさつについて付言しておく、開設はもちろん、文部省での都道府県特殊教育担当者会議のみがそのきっかけではない。松本（1975）は、「35年頃から精神薄弱児学級（特殊学級）の担任者の集まりである山口県特殊教育連盟の会合で正式に『山口県にも養護学校を設立してほしい』という声が高まりはじめた」と述べている（文中の35年は昭和35年）。また、元育友会会長の土井（1995）は、「特殊学級という間借りではなくこの子たちだけの学校がほしいという希いから親たちが度々市や県に請願にいきました。そして厚南平野の真ん中にこのみ園と養護学校が設立された時にはまるで鬼の首でもとったような喜びでした。開校と共に私たちは厚南に転居して来ました」と述べている。このように、教師や保護者たちの声も開設の大きなきっかけとなっていた。

②の特殊教育の教員の養成・研修について言えば、表6「現職教員の長期研修派遣」に見るよ

うに、山口県教育委員会は山口県特殊教育振興 10 か年計画の初年度である 1964 (S39) 年から継続して、単独県費によって広島大学教育学部養護学校教員養成課程に特殊教育研修生として現職教員を派遣した(半年間ずつ)。また、文部省が 1966 (S41) 年から特殊教育担当教員内地留学生の制度を開始したので、それを活用して、広島大学以外の機関にも現職教員を派遣することとなった。[山口県内の研修では、1969 年度の時点であるが、①特殊教育研究大会(年 1 回)、②特殊学級担任者研修会(年 1 回)、③特殊教育管理職研修会(特殊学級設置校の校長と教頭、市町村教育委員会の特殊教育担当者が対象)、④特殊学級新任者研修会(毎年 5 月頃 2 日間)、⑤実技講習会(音楽や図工などの実技)、⑥特殊教育教育課程研究集会などが行われている(竹田, 1969 を参照)。多くは山口県教育委員会の主催であるが、①と③と⑤は山口県教育委員会と山口県特殊教育連盟(1952 年 9 月 1 日発足)との共催である。]

山口県における特殊教育の教員養成と言え、1966 (S41) 年 4 月に設けられた山口大学教育学部養護学校教員養成課程のことである。山口大学教育学部の心理学の教官の亀井(1966)によれば、昭和 35、6 年の頃山口県の小・中学校長会から山口大学教育学部長の徳光直に特殊教育に理解のある教員を養成してほしいという要望書が出されたり、「手をつなぐ親の会」などが精神薄弱教育の必要性を主張していたりしたので、教育学部では教職科目として特殊教育を開講した(「特殊教育原理」「特殊児童の心理」など)。そのころ他府県では、大学に養護学校教員養成課程の設置がなされるようになっていた。このような次第で、山口県でも、「県立養護学校の設置と山口大学教育学部に養護学校教員養成課程の創設が強く望まれたのである。特に県当局、県教育委員会はその推進力となってきたのであり、わが山口大学においても、これとタイアップして、既に開設されている他大学の養護学校教員養成課程の教育内容に関する調査研究をすすめ、遂に昭和 41 年 4 月わが山口大学教育学部にも養護学校教員養成課程が創設されたのである」という。また、山口県教育庁管理課特殊教育係にいた山本(1971)によれば、1964 (S39) 年 7 月、山口県教育委員会は文部大臣・山口大学長・山口大学教育学部長に開設要望書を提出した。藤本菊二教育長が上京するさいには、急いで要望書を作れということで、徹夜で文章化したという。その当時、小・中学校の精神薄弱特殊学級の担任教員 108 名中、有資格者は小学校 2 名、中学校 1 名であったという。

なお、山口県特殊教育振興 10 か年計画は 1969 (S44) 年度からその後半に入ったが、1969 年度から始まった国の特殊教育振興 5 か年計画に呼応して、山口県では山口県下 10 管区の教育事務所単位の特殊教育振興体制が 1969 年度から推し進められることになった(山口県教育庁管理課, 1969)。これは、各教育事務所管内の市町村教育長や関係者からなる特殊教育振興協議会を作り、そこで各教育事務所単位の特殊教育振興計画を協議・樹立するというものであった。教育事務所から実際にあがってきた特殊教育振興計画としては、精神薄弱特殊学級の量的拡大、特殊学級の質的向上、中学校特殊学級の職業指導施設の充実、言語治療教室の拡充などがあった。

Ⅳ 山口県特殊教育拡充整備計画(昭和 47—51 年度)

山口県教育委員会(1972b)によれば、山口県特殊教育拡充整備計画が策定された事情は、「特殊教育の進歩普及、心身障害児の状況の変化、国の特殊教育施策の充実、関連諸科学の進歩等近

年における諸情勢の急速な変化に対応して『山口県特殊教育振興計画』（昭和39-48年）を修正し、なお、国の『特殊教育拡充整備計画』（昭和47-56年）とも呼応して『山口県特殊教育拡充整備計画』（昭和47-51年）を策定することとした」というものであった。この山口県特殊教育拡充整備計画の骨子は、①特殊教育機関の整備充実と就学率の向上、②特殊教育教員の養成並びに研修の推進、③判別体制の確立と適性就学指導、④教育事務所単位の特殊教育振興体制の樹立、⑤社会啓発活動の推進の5つであった。

ちなみに、1972（S47）年5月1日の時点における山口県内の特殊学級の数は、精神薄弱が小中を合計して223（児童・生徒数は小中ならびに男女を合計して1,420人）、肢体不自由が小中合計して11（124人）、難聴が小中合計して3（29人）、言語障害が小学校のみで9（146人）、情緒障害が小学校のみで1（16人）、総計247（1,735人）であり、特殊教育学校の在学者数は、盲学校が小中高で計144人、聾学校が幼小中高で計199人、聾学校下関分校が幼小中で計28人、宇部養護学校が小中高で計185人、防府養護学校が小中高で計158人、豊浦養護学校が小中で計36人、総計750人であった（文中、幼は幼稚部、小は小学部、中は中学部、高は高学部）（山口県教育委員会, 1972b）。

V 養護学校義務制の施行と山口県教育委員会の事前対応

1. 養護学校義務制

『特殊教育百年史』（文部省, 1978）によれば、1971（S46）年6月11日に中央教育審議会は「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」を答申したが、そのなかでそれまで延期されてきた養護学校における義務教育を実施に移すことを提言した。文部省はそれを受けて、1972（S47）年度を初年度とする「特殊教育整備拡充計画」を策定し、そのなかに「養護学校設置七年計画」を提示した。この七年計画によれば、1972（S47）年度は新設精神薄弱養護学校数を13校とし、1973（S48）年度は11校、1974（S49）年度から1978（S53）年度までは各年度25校ずつとするというものであった。

ともあれ、このような経緯を経て、（山口県特殊教育拡充整備計画がスタートした翌年の）1973（S48）年11月20日、「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」（政令第339号）が公布され、同日、各都道府県の教育委員会あてに「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令の制定について」（文初特第464号）が文部事務次官通達として出された（文部省, 1973）。

この政令第339号の内容を具体的に言えば、もともと政令で定めることになっていた養護学校の就学義務と設置義務を実際に施行する期日を国が1979（S54）年4月1日に定めたわけである。この場合、保護者は、1979年4月1日からは、養護学校に就学させることを適当とする満6歳以上満15歳までの児童生徒を養護学校の小学部ないし中学部に就学させるという義務を負い、一方、各都道府県は1979年4月1日からは、養護学校における就学義務を負うことになる保護者の子女を就学させるのに必要な養護学校（精神薄弱、肢体不自由、病弱の3種）の小学部ならびに中学部を設置しておかなければならないという義務を負うことになる。

表7 在宅心身障害児に対する訪問指導の目標（玖珂教育事務所，1975より作成）

障害の様態	訪問指導の目標
(1) 障害が重度でも知能が正常な者	教科的学習を中心にして思考力や表現力を育てる。
(2) 肢体不自由、知能、言語とも重度の障害を有する者	最も基礎的な、人間としての能力（一人で食べるとか衣服の着脱の身辺自立）を育てる。
(3) 言語や知能の障害に加えて情緒的障害*がある者	言語能力を育て、自閉的な状態の改善を目指して「もの」や「ひと」への関心を高める。

* 情緒的障害というと字義通りには感情・情緒のコントロールの障害を意味するが、ここではもっぱら現代で言う自閉スペクトラム症（Autistic Spectrum Disorder）を指している。

盲・聾学校に関しては、文部省は既に1948（S23）年度から、小学部の第1学年に入学すべき児童から学年進行で就学義務を保護者に課していたが、養護学校に関しては、学校教育法が養護学校の義務制の施行期日を別に政令で定めるとしていたため、長い間放置されていた。しかし、この政令第339号の公布によって、盲・聾を含むすべての種類の障害児の義務制が1979（S54）年4月1日から実施されることになった。

2. 山口県教育委員会の事前対応(1) 在宅児訪問指導員

ところで、このような国の動きに先立つ形で、山口県では1973（S48）年度から在宅の重度心身障害児の教育を開始し、翌年の1974（S49）年度にはこれを児童福祉施設に入所（通園）している子どもに拡大した。より詳しく言えば、①山口県教育委員会は就学猶予・免除者を対象とした在宅心身障害児の訪問指導制度に必要な「在宅児訪問指導員」（非常勤講師）を措置して各教育事務所に配置する、②この在宅児訪問指導員は一定の日時に家庭や施設を訪問して養護・訓練や基礎的学習についての指導を行ったり保護者に対して指導助言したりする（山口県教育委員会，1972b；山口県教育委員会管理課，1976を参照）。

山口県教育委員会の調査によると、1973（S48）年度の就学猶予・免除者は267人で、そのうちの136人は児童福祉施設の重度棟などに措置され、残りの131人が在宅児で、彼らに対して山口県下10管区の教育事務所に配置された計13名の非常勤の在宅児訪問指導員（退職校長や教頭）が当初70名を対象として、訪問指導という形での学校教育が開始された（藤井，1986を参照）。ちなみに、この訪問指導における指導目標は表7「在宅心身障害児に対する訪問指導の目標」を参照されたい。訪問指導の対象としては、食事や衣服の着脱といった生活面の基本動作ができず、発語もむずかしい重症児が多い。移動不能で寝たきりの場合もあり、それだけ指導はむずかしくなる。一般に、障害が重度になればなるほど障害は多様化・重複化する。[教師が在宅児を訪問して指導・教育する活動は他県でも、「在宅訪問指導講師制度」（神奈川県、1969年度開始）、「家庭訪問教育制度」（東京都、1970年度）、「心身障害児訪問指導員制度」（大阪府、1970年度）、「不就学児訪問教育指導制度」（長崎県、1971年度）、「在宅心身障害児家庭訪問指導制度」（福井県、1972年度）など、種々行われていた（中山ら，1981）。もともと1969年度に神奈川県と千葉県においてなされたのが最初であるが、1974年度には全都道府県において訪問指導・訪問教育が実施されるようになった。なお、全国的には訪問指導や訪問教育といった言葉が使われていたが、1979年の養護学校義務制実施以後は「訪問教育」に統一された。]

3. 山口県教育委員会の事前対応(2) 重度心身障害児に対する全員就学に関する要綱

その後山口県教育委員会は「重度心身障害児に対する全員就学に関する要綱」を定め、それによって1975（S50）年度からは義務教育対象児で就学を希望する子ども全員に対して制度的に学籍が持てるようにしてきた（山口県教育委員会管理課, 1976）。つまり、心身の障害が重度であったためにそれまで就学猶予・免除措置によって学校教育を受ける機会に恵まれなかった、在宅ならびに施設の重度心身障害児で希望する者全員が1975（S50）年度から学籍を持てるようになったわけである。これは、養護学校義務制に対応しながら国の制度化を待たないで養護学校義務制実施年度までの経過措置として発足させたものであり、またこの制度によって重度心身障害児教育の充実を図ろうとするものであった（山口県教育委員会, 1977）。

重度心身障害児の学籍について言えば、重度心身障害児に対する全員就学に関する要綱のなかの項目「教育機関」に書かれているように、①福祉施設にいる者については福祉施設内に養護学校ないし小・中学校の分校か分室を設けたり、施設に近接する小・中学校に特殊学級を設けたりして就学させる、②在宅児に関しては養護学校に訪問指導学級ないし地域の小・中学校に特殊学級を設置して就学させるという形態であった。これは確かに、「養護学校義務化を先取りするもの」（藤井, 1986）として、高く評価されるべき事柄であろう。[教育の形態は、施設内学級の指導では在籍校教員を平日特定の時間に派遣する、在宅児では定期的に児童生徒の自宅を在籍校教員が訪問し指導する、というものであった。]

ここで、山口県教育委員会が「重度心身障害児に対する全員就学に関する要綱」を制定した年月日について注記しておきたい。山口県教育委員会が発行している雑誌『教育広報』316号（1975年3月号）のなかの年表（昭和49年1月から12月まで）と『教育広報』323号（1976年3月号）のなかの年表（昭和50年1月から12月まで）を見ても、この要綱が制定されたことが記されていない。年表以外の箇所にも見当たらないようなので、『教育広報』では残念ながら制定の年月日が特定できない。そこで本稿では、山口県特殊教育連盟が特殊教育百年記念として1979（S54）年に発刊した『山口県の特殊教育』のなかにある「山口県特殊教育略年表」の昭和49年の箇所にある「11・26」に従って、この要綱は1974（S49）年11月26日に制定されたものとみなしたい。

ちなみに、『教育広報』323号のなかの年表には、（昭和50年の）4月1日の日付で、「今まで、心身の障害が重度であるということからやむなく、就学猶予・免除の申請によって学校教育の機会に恵まれなかった義務教育対象児が就学を希望すれば、全員、制度的に学籍がもてるようになった」と記されている。また、『教育広報』322号（1976年1月号）のなかの「委員会の窓」には、山口県教育庁管理課からの通知・通達として「重度心身障害児全員就学制度に伴う事務処理について（教管第九七七号 五〇・一一・二八）」というごく短い記載がある。「教管第九七七号」とは教育庁管理課が昭和50年11月28日に山口県内の各市町村教育委員会に発した977番目の通知という意味だと思われるが、原文は入手できなかった。

ところで、『山口県の特殊教育』のなかの「施設のあゆみと教育」という章（執筆者名は不明）には、「昭和四十九年九月十七日付で『重度（複）心身障害児の就学希望等に関する調査の実施及び同調査実施のための説明会の開催について』の通達を各市町村教育委員会に通知すると共に、関係施設との協議会を開催して教育施策立案に乗り出した」という文章がある。この文章とその

前後の文章をも併せて事の推移を全体的に再構成すると、以下のようなろう。

①山口県教育委員会は、1973（S48）年度から（1973年4月1日から）重度心身障害児の在宅訪問指導を開始する（在宅児に対して学籍は与えないものの学校教育は行う）。

②1973（S48）年11月20日、養護学校における就学義務と設置義務に関する文部事務次官通達が各都道府県の教育委員会に出される。

③1973（S48）年12月、山口県肢体不自由児協会・山口県肢体不自由児父母の会・山口県精神薄弱者育成会・山口県精神薄弱者愛護協会が、心身障害児が就学できるためにすみやかに教育態勢の整備充実をはかるようにという嘆願書を山口県議会に提出する。

④この嘆願書に対して山口県教育委員会は、義務化までの過渡的措置として、1975（S50）年度から在宅義務教育制度を実施するという方針を打ち出す。そして、1974（S49）年9月17日、「重度（複）心身障害児の就学希望等に関する調査の実施及び同調査実施のための説明会の開催について」という通達を各市町村教育委員会に通知するとともに、関係施設との協議会を開催して教育施策立案に乗り出す。特に山口県精神薄弱者愛護協会通園部会では議論が百出したが、結局、1975（S50）年度からの在宅義務教育制度については施設内分教室を設置することを承認し、派遣教員と施設職員とがペアを組んで指導にあたることになる。また、収容施設部会も、養護学校もしくは施設内分教室の設置を承認する。

⑤1974（S49）年11月26日、山口県教育委員会が「重度心身障害児に対する全員就学に関する要綱」を制定する。

⑥1975（S50）年4月1日から、それまで就学猶予・免除の申請によって学校教育の機会に恵まれなかった義務教育対象児が就学を希望すれば、全員制度的に学籍がもてるようになる。

⑦1975（S50）年11月28日、山口県教育庁管理課から「重度心身障害児全員就学制度に伴う事務処理について」という通達が各市町村教育委員会に出される。

Ⅵ 山口県特殊教育振興計画協議会の答申と山口県特殊教育振興計画基本方針（昭和52—56年度）

1979（S54）年4月1日からの養護学校義務制実施が次第に迫るなか、1977（S52）年からの次期5か年計画の策定にあたって、山口県教育委員会教育長の青木英一は1976（S51）年6月7日、山口県特殊教育振興計画協議会に対して、①各障害児の実態に対応した県立盲・聾・養護学校の編成、整備および公立小・中学校の特殊学級の充実策について、②心身障害児の診断および適正就学指導体制の充実について、③心身障害児教育の研究開発と専門職員の養成について、という3つの事項について諮問した（振興計画協議会の委員は井上謙治、岡義男、尾崎勇一、野原清司、吉本勇らの計23人）。

これに対して振興計画協議会は計5回の協議を重ね、振興計画協議会会長の野原清司が1976（S51）年10月15日の日付で、「山口県特殊教育振興計画の策定について（答申）」を青木英一教育長に提出した（山口県教育庁管理課，1976；山口県教育委員会，1977）。その後山口県教育委員会は山口県特殊教育振興計画協議会からの答申を参考にして、特に養護学校義務制実施に対応できるよう配慮しつつ、また、過去の「山口県特殊教育拡充整備計画」の基本的方向も踏まえなが

ら、『山口県特殊教育振興計画基本方針』（昭和 52-56 年度）を策定した（山口県教育委員会，1977）。

この山口県特殊教育振興計画基本方針の主要特徴は、以下の 5 つであった（各特徴についての補足事項は、[] 内に書き入れた。）

（1）心身障害児童数の把握については、昭和 50 年度実施の実態調査（義務教育対象悉皆調査）に基づき、年度ごとの障害別対象児童生徒数を推定し、これに対応して、特殊教育学校及び公立小・中学校特殊学級の整備、充実の方向を決定し、計画実施については、年度ごとの実情に即して対処できるよう配慮する。

[1976（S51）年度における山口県の特殊教育学校措置数は 551 人で、これは推定対象者数の 46.5 %にあたる。障害別にみると、義務制である視覚障害（盲学校）の措置率は 82.4 %で聴覚障害（聾学校）の措置率は 81.0 %と、どちらも高い。しかし、義務制未実施の校種では、精神薄弱が 32.6 %、肢体不自由が 34.3 %、病・虚弱が 48.3 %といずれも低い。したがって、1979（S54）年度の養護学校義務制実施に伴い、養護学校対象児童生徒の養護学校への収容を可能とするよう、養護学校の拡充・整備が必要となる。出現率が他の障害よりも高い精神薄弱の場合、1977（S52）年 4 月に山口県東部の田布施町に養護学校を開校して収容増を図る。しかし将来、宇部養護学校と田布施養護学校の 2 校では収容能力が不足すると予想されるので、義務制実施年度までに分校（学校）の新設を計画する必要がある。なお、1976（S51）年度の子口県の特特殊学級措置数は全体で 1,481 人、措置率は 60.0 %であるが、特殊学級の種類で見ると肢体不自由特殊学級の措置率が 212.0 %と異様に高い。これは、本来なら養護学校対象の児童生徒を特殊学級に措置していることによるもので、今後、特殊学級入級の適正化、障害に適した学級の設置等が地域の実態に即して計画される必要がある。]

（2）養護学校の義務化に伴い、心身障害の重度・重複児童生徒の就学増加が予想され、また、障害の種類や程度も多様化することから、教育条件整備については、各種障害の実情に即して対応する必要がある。また、特殊教育学校教育の充実を図るため各種障害の特性を考慮し、就学前教育・義務教育・高等部教育の一貫性に立って、整備、拡充を図る。

[重度・重複の障害児は福祉施設で生活訓練を受けながら学校教育を進めることが必要なので、小・中学部については福祉施設からの通学体制を確立するよう福祉行政機関と協議する。高等部については学校寄宿舎への入舎を原則として計画する。障害幼児の場合健常児との集団のなかで教育を進めることが重要な意味を持つので、特殊教育学校幼稚部の運営等については保育所・一般幼稚園との関連を踏まえながら対策を検討する。盲・聾学校の児童生徒数は近年減少の傾向なので既設の学校施設設備で収容が可能であるが、重複学級の増設を計画する必要がある。]

（3）特殊教育を進めるに当たって、心身障害対象児を的確に把握し、障害の種類、程度等の診断と就学指導における適正な教育措置を講ずるための、就学指導委員会組織の確立を図るとともに、保護者や一般社会の啓発、協力が必要であることから、そのための適切な措置を講ずる。ちなみに、山口県下の各市町村の就学指導委員会の設置状況は 1976（S51）年度で 31 市町に設置されており、これは全市町村の約 55 %にあたる。今後は未設置町村の解消に努める必要がある。

[県の就学指導委員会ということに関して補足しておく、1978（S53）年 7 月 11 日、山口県

条例第 20 号によって「山口県心身障害児就学指導委員会」が設置された。この就学指導委員会は山口県教育委員会の諮問機関である。1978 (S53) 年 7 月 11 日に公布された「山口県心身障害児就学指導委員会規則」(山口県教育委員会規則第 4 号) によれば、この就学指導委員会の委員は 20 名以内で、山口県教育委員会が任命する。就学指導委員会の業務の手順は、例えば、①市町村就学指導委員会は障害の種類・程度の判定が困難な者について審査資料を添えて山口県教育委員会に依頼する、②山口県教育委員会は依頼されたケースを就学指導委員会の審議に付す、③山口県教育委員会は就学指導委員会の答申を受けて、その結果を盲・聾・養護学校長と市町村教育委員会に通知する、といったものである(「山口県心身障害児就学指導委員会運営要綱」より)。

(4) 特殊教育の科学化、近代化をめざすとともに、量的な拡大に併せ、質的な充実を図ることが必要である。したがって、教職員の質的向上を図るに当たり、特殊教育や普通教育に携わる者を問わず、全教職員が障害児教育に関心を持ち、学校教育全体の取り組みを強化するとともに、直接特殊教育を担当する教員を養成するための専門的研修の充実、強化を図る。

(5) 今後、心身障害の状態は複雑多岐にわたることが予想されるので、特殊教育充実のためには、福祉政策及び医療施策との関連を重視した振興体制の確立を図るとともに、固定的計画にとどまらず、今後の方向づけに配慮する。

Ⅶ おわりに

本稿では 1960・1970 年代における、もっぱら養護学校に関する山口県教育委員会の役割と機能について吟味した。とりわけ障害が重い子どもや障害がいくつも重複しているような子どもにとって特殊学級は必ずしも最適とは言えず、子どもの障害にみあった生活訓練や教育の場を求めて、保護者や教師たちは養護学校を待ち望むようになった。このような望みを背景として、山口県教育委員会は、①山口県特殊教育振興 10 か年計画(昭和 39-48 年度)、②山口県特殊教育拡充整備計画(昭和 47-51 年度)、③山口県特殊教育振興計画基本方針(昭和 52-56 年度)を樹立しつつ、山口県における障害児教育の充実に取り組んでいった。この間、1973(S48)年 11 月 20 日には、国が養護学校教育義務制の実施を 1979(S54)年 4 月 1 日とする政令を公布した。山口県教育委員会は在宅児訪問指導、重度心身障害児の全員就学、養護学校の拡充・整備などによって養護学校教育義務制実施に事前対応していった。そして、義務制実施の 1979(S54)年 4 月 1 日の時点では、山口県立周南養護学校(徳山市)、山口県立下関養護学校(下関市)、山口県立宇部養護学校みほり分校(山口市)、山口県立宇部養護学校萩分校(萩市)、山口県立田布施養護学校鹿野分校(都濃郡)、山口県立田布施養護学校岩国分校(岩国市)、山口県立田布施養護学校白鳩分校(徳山市)などを開設することができた。

[付記] 資料収集に関し山口県立図書館と山口県庁総務部情報公開センターに深謝いたします。また、「重度心身障害児に対する全員就学に関する要綱」についての調査に当たり、情報提供していただいた山口県教育庁特別支援教育推進室の皆様にも深謝いたします。

文献

- 土井悦子 (1995) 思い出 (山口県立宇部養護学校編, 三十年のあゆみ, 山口県立宇部養護学校発行, 9)
- 江本主幹 (2007) 厚南を生きた人たち—戦前・戦後40年 [増補版] 自費出版
- 藤井昭夫 (1986) 障害児教育の展開 (財団法人山口県教育会編集, 山口県教育史, 809-833)
- 藤里俊裕 (2010) 厚南にあった炭鉱 粗稿 厚南, 7, 94-97.
- 林 秀介 (1971) 特殊教育の質的向上をめざして (山口県教育委員会・山口県特殊教育連盟編, 山口県特殊教育沿革史, 68)
- 平田秀子 (1975) 手なべをさげて着任した思い出 (山口県立宇部養護学校編, 創立10周年, 山口県立宇部養護学校発行, 28)
- 亀井定雄 (1969) 本県における特殊教育推進のための教員養成について (山口県教育委員会・山口県特殊教育連盟編, 山口県特殊教育研究紀要, 山口県教育委員会・山口県特殊教育連盟発行, 59-62)
- 玖珂教育事務所 (1975) 在宅心身障害児の教育 教育広報, 316, 14.
- 松本繁 (1975) ときわ学園から養護学校へ (山口県立宇部養護学校編, 創立10周年, 山口県立宇部養護学校発行, 23-24)
- 文部省 (1973) 学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令の制定について
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19731120001/tl
- 文部省 (1978) 特殊教育百年史 東洋館出版社
- 文部省初等中等教育局 (編) (1963) 昭和38年度特殊教育資料
http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/horei/tk_data/tk_data_s...
- 名島潤慈 (2017) 山口県における障害児教育の歩みと発展 (その1) 一盲・聾学校と特殊学級 山口学芸研究, 8, 51-68.
- 名島潤慈・田村知津子 (2017) 山口県における障害児教育の歩みと発展 (その2) 一院内学級・特別支援学校 山口学芸研究, 8, 69-88.
- 中谷四郎 (1986) 教育委員会制度の充実 (山口県教育会編, 山口県教育史, 581-593)
- 中山文雄・花籠和博 (1981) 重度・重複障害児の学習権保障に関する一考察 (2) 一訪問教育における 岩手大学教育学部研究年報, 40(2), 105-133.
- 新見浩三 (1971) 特殊教育発展の経過を振り返って (山口県教育委員会・山口県特殊教育連盟編, 山口県特殊教育沿革史, 48-49)
- 西村信正・浜本裕子・水田和江 (1993) 山口県立ときわ学園の教育と歴史 (一) 一ときわ学園誕生— 宇部地方史研究, 21, 25-41.
- 岡 義雄・石田 與・山本 稔・松本 繁・田中是親・武田 勇・山根喜弐・品川富貴江・平田勇・高市雲城・藤井昭夫・河村俊者・真田元祐・伊藤正彦・今橋文雄・岡 功・木元アヤ子 (編) (1979) 山口県の特殊教育 山口県特殊教育連盟発行
- 真田元祐 (1971) 特殊教育係新設のころ (山口県教育委員会・山口県特殊教育連盟編, 山口県特殊教育沿革史, 65-66)
- 下関市市史編集委員会 (編) (1989) 下関市史・終戦—現在 下関市発行
- 竹田卯之助 (1969) 本県における特殊教育の研修活動 山口県特殊教育研究紀要, 32-52.
- 竹本寛子・青木洋子・伊藤篤男・金丸里絵・國重茂美・小林英樹・高田和美・中嶋敦子・松村淳子・舛井敦子・眞部信吾・丸山敦子・山本愛枝 (編) (2008) 創立30周年記念誌 三十年の歩み 山口大学教育学部附属特別支援学校発行
- 宇部市市史編集委員会 (編) (1993) 宇部市史 通史篇 下巻
- 山口県教育庁管理課 (1969) 本県の教育事務所単位の特設教育振興体制について (山口県教育委員会・山口県特殊教育連盟編, 山口県特殊教育研究紀要, 山口県教育委員会・山口県特殊教育連盟発行, 17-25)
- 山口県教育庁総務課 (編) (1970) 県教育20年のあゆみ—教育委員会発足20周年記念 山口県教育委員会発行
- 山口県教育庁管理課 (1975) 特集・特殊教育の充実—全員就学をめざして 教育広報, 316, 6-7.
- 山口県教育庁管理課 (1976) 山口県特殊教育振興計画協議会の答申をめぐる 教育広報, 328, 2-5.
- 山口県教育委員会 (1966) 特殊教育振興のために—特殊学級 (精神薄弱) 設置の手引き
- 山口県教育委員会 (1972a) 図説 山口県の教育100年 山口県教育委員会発行
- 山口県教育委員会 (1972b) 山口県特殊教育拡充整備計画
- 山口県教育委員会 (1977) 昭和52~56年度 山口県特殊教育振興計画基本方針
- 山口県教育委員会 (1984) 山口県の心身障害児教育—みんなとともに
- 山口県教育委員会・山口県特殊教育連盟 (編) (1971) 山口県特殊教育沿革史

「山口市教育委員会 30 年のあゆみ」編集委員会（編）（1980）山口市教育委員会 30 年のあゆみ 山口市教育委員会発行

山口県教育会（編）（1986）山口県教育史 山口県教育会発行

山口県立宇部養護学校（編）（1975）創立 10 周年 山口県立宇部養護学校発行

山口県立宇部養護学校（編）（1995）三十年のあゆみ 山口県立宇部養護学校発行

山本清香（1971）特殊教育あれこれ（山口県教育委員会・山口県特殊教育連盟編, 山口県特殊教育沿革史, 64-65）

山根喜弉（1986）山口県教育史年表（山口県教育会編, 山口県教育史, 66-17）